

NJ 素流協 News

令和4年9月10日
第212号

令和4年9月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6（農林会館5階）
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>



2会場をつないでオンライン会議を実践

ノースジャパン素流協 令和4年度林業経営講座（第1回） 「どうする？Zoom どうなる？インボイス」を開催

ノースジャパン素流協は、令和4年度第1回の林業経営講座を、8月8日、岩手県盛岡市で開催した。

今回は、オンライン会議ツールの使い方、消費税インボイス制度の概要および対応についての2本立てで開催し、組合員・役員あわせて26名が参加した。

開講にあたり、鈴木理事長が「通常は、年3回程度、林業経営講座を開催しているが、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大により屋外で2回開催し、屋内での開催が出来なかった。

今回は、オンライン会議の使い方とインボイス制度の内容になるが、ご存知のように、コロナの感染拡大の影響により、テレワーク等が多くなり、いろんなコミュニケーションの場面でオンラインのシステムを使うことが非常に増えている。今後、コロナが収束した後も使われていくのではないかと思うので、皆さんにも知って頂ければ様々な機会に色々な情報が得られるのではないかと思う。加えて、消費税インボイス制度は、税法上の問題で非常に大きな影響があるので、まだ時間はあるが、しっかりと内容を熟知していただく

ことが大事だと思う」と挨拶した。
研修① これからはじめるオンライン会議「Zoom」

セミナーや講演会等に多く使用されているオンライン会議システム「Zoom」の使い方について、NJ素流協 吉田経営企画課長が説明した。

研修は、アプリのインストールから始まり、入室から退室までの基本的操作等について、参加者が実際にパソコンやスマートフォン等を操作しながら進められた。

NJ素流協が毎年開催している林業講演会でも令和2年度から「Zoom」を使用した対面・オンライン併用方式で開催しており、今後もしばらくはこの方式を続けていく予定としている。

研修② 消費税インボイス制度について

八木橋美紀税理士事務所 八木橋美紀税理士を講師に招き、消費税のインボイス制度の概要等について説明をいただいた。

《概要および制度のポイント等について次頁で紹介いたします！》

令和5年10月から始まります「消費税インボイス制度」

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」、いわゆるインボイス制度が開始されます。「適格請求書（インボイス）」を発行できるのは、「適格請求書等発行業者（インボイス登録事業者）」に限られ、この「適格請求書等発行業者（インボイス登録事業者）」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

用語について

用語については、次の通り表記することとします。

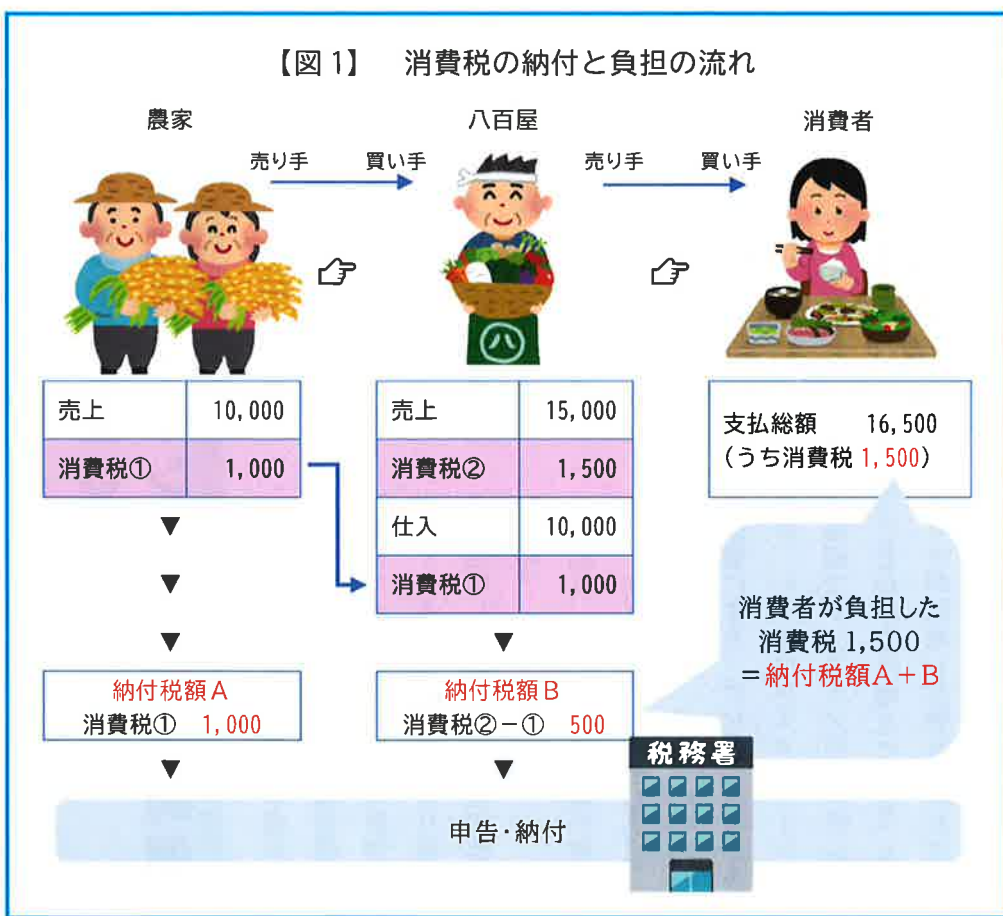
- 適格請求書等保存方式↓インボイス制度、● 適格請求書↓インボイス、● 適格請求書発行業者↓インボイス登録事業者

消費税のしくみ

はじめに、消費税の仕組みについておさらいしましょう。

消費税は「事業者が預かった消費税」を国に納めるしくみで、納税する人と負担する人が異なる「間接税」の一つです。事業者は、商品やサービスの売上で預かった消費税と、仕入や経

【図1】 消費税の納付と負担の流れ



インボイス制度とは

それでは、「インボイス制度」とは、どのような制度なのでしょう。か。

ざっくりいうと、売り手が(1)インボイス登録事業者として登録する、(2)買い手にインボイスを渡す、ことにより、買い手は、インボイスを決められたとおり保存して、「預かった消費税」を支払った消費税で計算された額を納付できる、という制度です。この「支払った消費税を引く」ことを「仕入税額控除」といいます。

言い換えると、買い手は、相手(売り手)がインボイス登録事業者でないためインボイスをもらえない、「仕入税額控除」ができない、ということになります。

図1に登場する「農家さん」と「八百屋さん」を例に、「八百屋さん」の立場で考えてみましょう。

【農家さんがインボイス登録事業者の場合】図1のとおり、八百屋さんの消費税納付額は15000-11000=5000円です。

【農家さんがインボイス登録事業者でない場合】八百屋さんは、農家さんからインボイスを発行してもらったことができないため、税額を計算する際に「支払った消費税を引く(仕入税額控除)」ことができないので、売上で受け取った分15000円(15000-0=15000)を納付しなければなりません。

インボイス制度に対応するには

ステップ1 まずは、インボイス登録事業者の登録をしましょう。書面で申請した場合、約1か月程度で「登録番号」が通知されます(令和4年9月現在)。

ステップ2 インボイスを整備しましょう。インボイスの必要記載

事項は次のとおりです。

- ①氏名または名称および登録番号、
- ②取引年月日、
- ③取引内容、
- ④税率ごとに合計した金額および税率、
- ⑤税率ごとの消費税額、
- ⑥相手の氏名または名称

ステップ3 適正なインボイスを

交付・保存しましょう。売り手は、インボイスを買い手に交付し、その写しを保存します。また、買い手は、①売り手がインボイス事業者かどうか、受け取ったインボイスに必要な事項が記載されているかどうかを確認、②インボイスを保存します。

NJ素流協の共同販売において



は、組合員のみなさんの事務負担ができるだけ増えないよう、インボイス対応精算書等の様式の見直しや販売ソフトの改修などに取り組んでいるところです。

インボイス制度Q&A

Q1 制度が導入される背景は何ですか？

A インボイス制度が導入される背景には、大きな2つの税制上の課題があるといわれています。

① 正確な消費税額の把握のため

現在、軽減税率が導入されたことにより、8%と10%、2つの消費税額が存在することになりました。そのため仕入税額の計算では、取引や商品ごとにどちらの税率が適用されているかをしっかりと示す必要が発生しました。インボイス制度では、複数の税率であってもしっかりと把握することができると、請求書等に「適用税率・税額表示」の記載が義務づけられます。

② 益税問題解消のため

益税とは、事業者の手に合法的に残った消費税のことです。消費税は、すべての取引に広く公平に課せられる税金です。しかし、消費税免税事業者は、消費税を納めなくていいことから、一部の事業者ではその分利益となつていま

す。これは合法ではあるものの、消費税が引き上げられることにより益税が増加することが懸念されます。

インボイス制度は、これらの課題を解決する取組になると期待されています。

Q2 インボイス登録事業者になること、インボイス制度を採用することは義務ですか？

A インボイス登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。特に免税事業者は、インボイス登録事業者となれば消費税を納付する義務が発生します。また、簡易課税制度を選択している事業者は、売上高によって消費税額を計算するため、インボイス制度に対応する必要はありません。

しかしながら、登録を受けた場合と受けなかった場合について十分に検討することが必要といえます。そして売り手や買い手の取引先の状況をふまえインボイス制度を導入するかどうか検討しましょう。

①から⑥が載っている書類を指します。請求書1枚に必要な記載事項がすべて載っていればそれ1枚でインボイス、精算書には②取引年月日と③取引内容、それ以外は請求書に載っていればそれら2枚でインボイス。つまり、書類の名称や、枚数にはこだわらなくていいのです。

インボイス制度Q&A 〜組合員編〜

Q 3 制度はいつから始まりますか？
A 令和5年10月1日から始まります。ただし、制度開始後6年間（令和11年9月まで）は、段階的な経過措置が設けられています。

Q 1 NJ素流協を通して工場へ納めるのに今までと何か変わることはありますか？
A 原則は、売り手（組合員）が買い手（工場等）へインボイスを交付しますが、NJ素流協の共同販売においては「媒介者交付特例（委託販売等における特例）」を適用させることにより、組合員の代わりにNJ素流協が工場等へインボイスを交付します（図2）。

Q 4 制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか？
A 原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要がある。

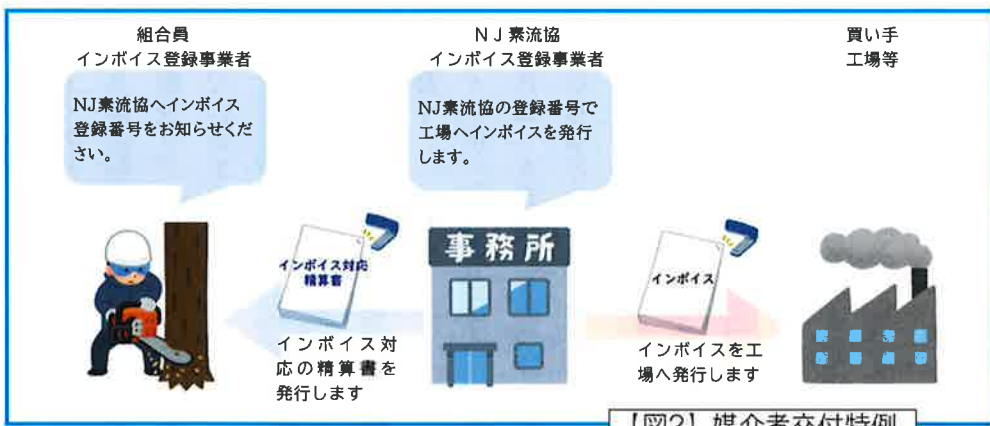
Q 2 個人山主さんから立木を購入費用に係る消費税は控除できなくなりますか？
A 山主さんが課税事業者として、インボイス登録事業者の登録を受けていなければ、インボイスを発行しても行うことができないため、原則課税事業者は、仕入税額控除はできません。ただし、しばらくの間は経過措置があります（図3）。また、簡易課税事業者については、課税売上高から納付する消費税額を計算するのでインボイスは不要です。詳しくは、税理士事務所等にご相談ください。

Q 5 整備しなければならぬ「インボイス」ってどんなものですか？
A 「適格請求書」とも言っているけど、結局どんな書類のことですか？
A 請求書、納品書、精算書等、名称は問いません。必要記載事項

Q 3 簡易課税事業者は、課税売上高から消費税額を計算するからインボイスは不要、ということはインボイス対応はまったく行わなくてよいということですか？
A 自社が消費税を計算するうえではそのとおりですが、買い手（売

② NJ素流協は、インボイスを登録している組合員と登録していない組合員とに分けて、工場等へ請求書等の精算に必要な書類（インボイス）を発行します。インボイス登録事業者の組合員のみならず、

① 組合員のみなさんは、インボイス登録番号をNJ素流協へお知らせください。



【図2】媒介者交付特例

んへは、インボイス対応の精算書を発行しますので、7年間保存をしてください。

Q 2 個人山主さんから立木を購入費用に係る消費税は控除できなくなりますか？
A 山主さんが課税事業者として、インボイス登録事業者の登録を受けていなければ、インボイスを発行しても行うことができないため、原則課税事業者は、仕入税額控除はできません。ただし、しばらくの間は経過措置があります（図3）。また、簡易課税事業者については、課税売上高から納付する消費税額を計算するのでインボイスは不要です。詳しくは、税理士事務所等にご相談ください。

Q 3 簡易課税事業者は、課税売上高から消費税額を計算するからインボイスは不要、ということはインボイス対応はまったく行わなくてよいということですか？
A 自社が消費税を計算するうえではそのとおりですが、買い手（売

り先)が原則課税事業者の場合は、あなたが発行するインボイスが必要です。NJ素流協では、原則課税、簡易課税ともに組合員のみならずにはインボイス登録事業者となっていたり、また、制度開始に間に合うよう令和5年3月

31日まで登録申請をしていただくようお願いいたします。
Q4 農協、漁協、森林組合等の特例がある、と聞きました。NJ素流協も組合なのでなにか特例はありますか?
A いわゆる「農協特例」は、①



いつ、どの工場へ納めるか組合員が決めるのではなくNJ素流協に任せる、および、②材代金は、一定期間の平均価格とする等の制限があります。ですから、NJ素流協の共同販売に当てはめるには検討が必要です。

山主さんは、インボイス制度が始まれば、消費税分安く売らざるを得ないことも想定されるため、林業成長産業化に逆行することになり得ることもあり、NJ素流協としても問題提起をしていく考えです。

※ 令和4年9月現在の法令および公開されている情報に基づいています。
 ※ 基本的には、課税事業者の原則課税を前提にしています。
 ※ 詳しくは税理士事務所等にご相談ください。



※ 9月1日〜9月30日までを準備期間とする

【重点ポイント】

①長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進

厚生労働省は、全国労働衛生週間実施要綱に基づき、以下のとおり実施することとしています。

【スローガン】

「あなたの健康があつてこそ笑顔があふれる健康職場」

【期間】

10月1日〜10月7日

※9月1日〜9月30日までを準備期間とする

安全衛生特集

令和4年度

全国労働衛生週間の実施について

全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り込む週間で、今年で第73回を迎えます。

②事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

厚生労働省 リーフレットより

- ③転倒・腰痛災害の予防及び高齢労働者の健康づくりの推進
- ④化学物質による健康障害の防止
- ⑤石綿による健康障害の防止
- ⑥職場における受動喫煙防止対策
- ⑦病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援
- ⑧腰痛の予防対策の推進
- ⑨熱中症予防対策の推進

⑩労働者の作業環境、健康確保等の推進

実施要綱には、各事業場の実施事項等が記載されています。詳しくはHPをご覧ください。

厚生労働省HP
報道発表資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26899.html



令和4年度「見える」安全活動コンクールの開催

厚生労働省は、企業・事業場における安全活動の活性化を図るため、「見える」安全活動コンクールを開催します。
労働災害防止のための「見える」創意工夫事例を、以下の9つの類型から募集します。

募集概要…

①転倒災害及び腰痛を防ぐための

「見える化」

②高年齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の「見える化」

③ナッジ（自発誘導）を活用した「見える化」

④外国人労働者、非正規雇用労働者の労働災害を防止するための「見える化」

⑤熱中症を予防するための「見える化」

⑥メンタルヘルス不調を予防するための「見える化」

⑦化学物質による危険有害性の「見える化」

⑧通勤、仕事中の健康づくりや運動の「見える化」

⑨その他の危険有害性情報の「見える化」

募集期間…令和4年8月1日～令和4年9月30日

投票期間…令和4年11月1日～令和4年12月31日

結果発表…令和5年2月

ご応募等詳しい内容は以下のURLで。

「見える」安全活動コンクールの開催
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/oubo.html>



あんぜんプロジェクトの参加について

あんぜんプロジェクトとは、厚生労働省が推奨する、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組む「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

あんぜんプロジェクトでは、随時メンバーを募集しています。

【参加資格】

①働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる事業場・企業または企業グループであること。

②安全活動の状況、労働災害の発生状況等をHP等で公開していること。 ※自社HPを開設していても参加は可能です。

③労働保険に加入していること。



【加入のメリット】

あんぜんプロジェクトのロゴマークを使用でき、安全対策に積極的に取り組んでいることをアピールできます。

あんぜんプロジェクト
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/registration/index.html>



加入にかかる費用や会費はありません。応募方法等詳しい内容は以下のHPをご覧ください。

トピックス

広葉樹生産の鍵は更新伐
―補助申請について―

国産針葉樹価格の高騰に伴って、広葉樹の生産量が減少し、広葉樹チップを含め広葉樹素材が入手しにくい状況になっています。

そこで、今回は、広葉樹を生産しながら、林種転換を図る「更新伐」について取りまとめてみます。

更新伐は、資源の循環利用を促進しながら、適切な更新により森林の再生や活性化につながる施策です。主林木の伐採後は、天然更新や苗木植栽により更新を行うことが要件となります。

それでは、森林整備事業による更新伐について、みて参りましょう。

更新伐は、人工林整理伐と天然林整理伐の2種類があります。対象森林は、森林経営計画等において主伐が計画されている人工林及び天然林であり、林齢は90年生ま

で、面積等要件は5ヘクタール以上、平均材積10m³以上の搬出集積を行うこととなっています。

具体的には、「森林環境保全直接支援事業」により森林経営計画等策定森林(主伐計画)を対象に、森林経営計画等策定者が行います。

補助の対象は伐倒経費及び搬出集積経費(フォワーダを含む)であり、補助金の見込み額は、標準単価(保険加入率により違いがある)×補助率×査定係数で求められます。

※ 補助率68%・査定係数1.70
更新伐に係る事業の流れは次のとおりです。

(1)事前計画の承認

着手の2週間前までに広域振興局長あてに計画書を提出すると、受理、現地調査の上で承認されます。

(2)施工管理

作業者の安全管理、施工写真の整備、測量等

(3)補助金申請

事業完了後、速やかに県部に

申請(完了後1年内)。森林経営計画作成主体の代理申請も可。

添付書類

森林整備補助金実施内訳	森林所有者の施工所在地を確認できる書類
施業図、施業個所位置図	伐採及び伐採後の造林の届け出書等の写し
搬出材積集計表	現地写真
社会保険加入状況調査表	森林整備事業に係る審査チェックリスト
納税対応状況申出書	補助金の交付申請又は受領に係る委任状
受託契約書の写し	

補助申請に必要な資料

(4)事業実施後の更新

事業主体は、完了年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を行うこととされ、更新されていない場合には、人工植栽或いは天然更新補助作業が必要になります。

更新完了基準は、市町村森林整備計画に定められているため、地域により違いがあるので必ずご確認ください。

なお、更新伐の補助事業については、「更新伐の実施前に、更新伐の対象地にある立木を第三者に売り払う」ことはできません。

そのほか、各県ごとに特色のある県の単独事業もあります。

秋田県では、県営林の収穫事業（一般競争入札による立木処分）

において、今年度から広葉樹林も対象として更新伐を実施しており、来年度以降対象箇所をさらに拡大する予定。

宮城県では、温暖化防止森林づくり推進事業の中で、ナラ林保全対策事業によるナラ林の更新伐を支援。

岩手県では、気象害、病虫獣害の被害地の更新を行う被害森林整備、松くい虫対策について実施する保全松林緊急保護整備。

青森県、秋田県、岩手県では、ナラ枯れ被害地点から一定範囲等

の条件を設けてナラ類を含む広葉樹の利用材積や未被害地域の老齢化したナラ林の伐採の伐採について搬出距離に応じた補助。

山形県では広葉樹を活用した木製品等のPRや広葉樹材のストックヤード整備（製材品や丸太を保管する施設）など、各県において地域実態に応じた支援を行っています。

まずは、管轄する行政機関にご相談ください。

青年部会が「グッジョブケセン2022」に参加

8月28日、陸前高田市において（一社）陸前高田青年会議所の主催による小学生向け職業体験イベント「グッジョブケセン2022」が開催され、当組合青年部会が参加した。

本イベントは2018年から毎年開催され、陸前高田市、住田町、大船渡市の小学3～6年生を対象に様々な業種の職業体験を実施するもので、青年会議所、地域企業、



納品書記入の様子



チェーンソー体験の様子

中・高生ボランティア等が協力して開催している。

当青年部会の林業体験ブースでは、チェーンソーによる輪切り体験と丸太の本数を数えて納品書を記入し工場への納品を行う模擬体験を行った。

お知らせ

第73回全国植樹祭 開催日決定

2023年に岩手県陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園で行われる「第73回全国植樹祭」の開催日が、6月4日（日）に決まりました。

また、全国植樹祭のシンボルとなっている木製地球儀が盛岡市に引き渡されました。2023年上半旬までに県内すべての市町村を巡る予定です。

N J 素流協も協賛しています！

第73回 全国植樹祭
11月17日 2023
緑をつなごう 緑のこころのつどい

参加した児童は、スタッフの説明を聞きながら真剣に取り組んでいる様子であった。

ちよつと気になる木の話

広葉樹のA B C D材問題 — L P不足の中で考えること —

広葉樹のLP不足が、北東北では問題である。国産LP材100%工場の立地もあるが、新型コロナ禍の中、紙の需要が急減し、工場が減産して素材生産業者が困った時期が生じたこと、ウッドショックで国産針葉樹の丸太の価格が上昇し、広葉樹から針葉樹へ生産品目をシフトしたこと等が挙げられている。

今まで、LP用チップは輸入が多く、自給率は10%を割りこんでいた。海外依存が高い分、久しぶりの円安とフレート高は、影響をモロ被り状態となったと考えられる。それなら、広葉樹でつくる印刷紙や写真印画紙等、もう海外に拠点を移し、紙製品を輸入したらとなるが、そうはいかない？

かつて、アルミ業界が、国内の精錬所をすべて廃止した途端に、海外から大幅な値上げを強いられ、大変な痛手を被ったことが思い出される。それでは、LP不足を解消するには、どうしたら良いのだろうか？

現在の林業の中心をなす針葉樹の素材生産では、A B C D材すべてを活用することが行われつつある。A材(製材用)、B材(合板、集成材用)、C材(製紙用、バイオマス用)、D材(バイオマス用)である。今、成長を続けているバイオマス用であっても、伐採の主目的を主用途をバイオマス用とすることは、ありえない。広葉樹も全く一緒であると考ええる。

しかし、素材生産業者が、A材、B材、C材、D材を総て理解しているかといえれば、残念ながらそうではない。

とりわけ、広葉樹製材所が少ない又は無いエリアでは、すべてLPのチップ用である。原木市場もスギ、ヒノキ中心で、広葉樹が並ぶことのないエリアである。きつと、こうしたエリアでは、今だに「雑木」と呼んでいると確信する。現在の広葉樹価格は、ロシア材は入らず、北米材、欧州材も高く、国産広葉樹材へのニーズが高いことから、かつて26cm上が用材としたものが、20cm上でもOKだし、14〜16cm上でもOKの樹種もある。こうした情報が山側に伝わらなければならぬ。そして、B材である。不足感が生じれ

ば、中・大径材であれば、片側節や腐れがあっても半分は使えることとなり、A材価格にはならなくともC材価格よりは上に位置づけられる。ある意味、A材範囲の拡大である。また、かつて多くの業者がいた化粧合板用・ツキ板用であっても使える用途はある。例えば、大径直材になり易いサワグルミや海外から輸入されているシラカバ、アカシア等も活用できる。サワグルミは、スノーボードの板に活用されているのは有名である。

そして、問題のC材である。広葉樹は枝分かれ、曲がりも多く、A材、B材比率は、高くても25%位で、針葉樹に比べて圧倒的にC材比率は高い。現在、長さ1.5m以上といわれているが、一般的には、2.1〜2.2m材で納入されている。これには、トラック荷台の横幅で運搬効率性が影響している。しかし、長さを制限する最大の理由は、切削機械につながるコンベアーに丸太を載せるためのフォークリフトの爪幅である。チップ工場での機械をグラップルにしたら、短尺材も可能となるし、切削チップ用に、短い丸太が跳ねないように丸いガードをつけたら利用可能と思われる。こうした利用可能丸太が林地残材となっており、

C材利用率を上げるには、工場の稼働条件の見直しも必要かもしれない。

最後のD材である。C材は皮むきが必要だが、バイオマス用なら皮むきの必要がなく、かなりの曲がりも可である。バイオマス用は、含水率によってチップ価格が異なることから、初期含水率が低く、乾き易い広葉樹の利用は可能性が高い。もちろん、曲がり等を考えると箱車で運んでも空隙率が高く採算性を考える必要があるが、価格優位性でカバーできると思われる。

このようにして、広葉樹のA〜D材をすべて活用して、LP用チップの供給を増やしていけると思われる。

でも、若者の高性能林業機械が中心となる中、広葉樹にも活躍できるハーベスタ、グラップルソー等の開発普及が必要なのも事実である。針葉樹生産中心であっても、針広混交林、保護樹帯広葉樹林分も多い。カラマツ、アカマツ山では、尚更である。「両方使える機械いいよね〜」別途独立している木炭業、原木キノコ業への働きかけも必要かな？

最後に、いつも言っている言葉で、「雑木という名の木は無い」。

令和4年8月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	11,374	96.8	95.3	7,004	109.3	55.4	18,378	101.2	74.8
カラマツ	3,185	95.9	208.8	720	26.0	34.0	3,905	64.1	107.2
アカマツ	1,619	81.9	65.6	67	*	73.4	1,686	85.3	65.8
その他	0	*	0.0	261	88.2	105.3	261	88.2	98.9
合計	16,178	94.9	101.5	8,051	84.9	53.3	24,229	91.3	78.1

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	3,259	97.1	156.3
カラマツ	2,290	70.6	50.1
アカマツ	786	120.9	101.4
その他	141	140.8	26.9
合計	6,476	88.1	81.4

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m³)	製材・集成材・その他用 (m³)	計 (m³)	燃料用 (t)
スギ	69,735	41,769	111,504	18,025
カラマツ	16,655	12,821	29,476	13,698
アカマツ	11,745	819	12,564	8,193
その他	7	1,469	1,476	452
合計	98,143	56,877	155,020	40,367
目標達成率 (%)	40.9	32.5	37.4	29.9
計画量	240,000	175,000	415,000	135,000

注)*印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和4年8月の需給動向】

- 8月は各工場、お盆休みの為、稼働日も少なく原木在庫の消費が進まない状況。
- 9月も引き続き、原木在庫過多の為、受入調整を実施する。この状況は当面続く。
- 原木の引き合いも落ち着き、原木価格の値下げに踏み切る工場も出始めた。

耳からウロコ

再造林時代、鹿害定番？
— 幼少期の「ウサギ」の思い出 —

童謡「ふるさと」の歌詞には、「ウサギ 追いしかの山々♪ 小鮎釣りしかの川々♪」とある。幼少期の「ウサギ」は食べ物であった。「ウサギ」の骨は柔らかく、鈍(ナタ)で簡単に小割にして、そのまま「ウサギ鍋」で美味しく食べていた。冬になると、家の前に縄が張られ、血抜きしたウサギが、沢山吊るされ、人が集まった時に鍋となったのである。あれは正しい冷蔵保存だった気がする。もちろん、子ウサギには、エサを与えて大きくしてからである。

拡大造林時代、植林木の最大の害獣は「野兎(ヤト) ↓野ウサギ」だったのである。そのため、山仕事をする人達は、仕事として、ウサギ狩り日を入れて、みんなで捕えていたのである。そして、耳を2個持っていていくと害獣駆除として、役場からお金を貰えたのである。一石二鳥である。

今、鹿の害が取りあげられているが、一晩で新雪が1m降る豪雪地域のニホンジカでも冬眠しない。水飲みに沢に降りると、あの長い足が抜けず、動けなくなり死したのである。よって、雪どけ後の沢には、ニ

ホンジカの死骸が沢山あった記憶がある。そのため、豪雪が日常だった北東北の日本海側の被害は、ニホンジカではなく「ウサギ被害だったのかなあ〜?」

巨大な面積の植林が一斉になされた時代、それに合わせて、特定の動物が大繁殖するのは常なのかもしれない。再造林時代を迎えて、ウサギ時代の再来はあるかな〜?

ニホンジカといえば、何年前前にネクスコの人から相談があった。鹿害が増えているのは、ネクスコの所為だと言われた。「えっ?」と聞くと、融雪剤として塩をまくと、融けた塩分が、特定の橋の下に集中して溜まり、そこに鹿が集まって塩分を補給して繁殖している。結果、造林木を食べ、林業に影響を与えていると言われた。

濡れ衣っぽい話だが、融雪剤が一番安いのは塩化ナトリウムなので…。でも、「鹿が集まるのなら、そこで駆除すれば良いよね!」と示唆したが…。そういえば、東北でも高速道路の谷側の木は、元気がない葉っぱの木が多い。これはある意味塩害かなあ〜?

大面積皆伐、大面積再造林時代には、気候変動を踏まえつつ、次なる動物が話題になるかもしれない。でも、昔のように山村には若い人もいないし、猟師さんもないし、どうするか? 「ウサギ」なら、切り株の前で「餅つき」しながら待つか!